



札幌市立本郷小学校

いじめ防止基本方針

令和8年(2026年)5月改訂

本郷小学校いじめ対策委員会

第1章 いじめ防止対策の基本的な考え方

1 基本理念と基本姿勢

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校でも、どの学級にでも、どの児童にも起こりうる」「いじめは絶対に許されない」「いじめられた児童を絶対に守り通す」という基本認識に立ち、全児童が安心・安全に生活を送り、様々な教育活動に取り組むことができる、いじめのない学校を作るために、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」「札幌市いじめ防止等のための基本的方針」を背景に、この「札幌市立本郷小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

なお、この基本方針は固定化するものではなく、状況の変化、保護者・地域の意見等を取り入れながら改訂を行っていく。

私たち教職員は、児童一人一人の立場に立ち、児童の心身の苦痛を真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って、対応に当たらなければならない。そこで、以下の「いじめ防止のための6つの基本姿勢」を常に意識し、いじめ防止の取組を行っていく。

「いじめ防止のための6つの基本姿勢」

- 1 学校、学級内にいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 児童理解を基盤に、児童一人一人のよりよい自己実現を図る教育活動を推進する。
- 3 職員間の信頼を基調に、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- 4 児童の変化を見過ごさない。
- 5 いじめを早期に発見し、適切な指導を行い当該児童の安全を保証するとともに、組織で対応し早期解決に努める。
- 6 いじめ問題について、保護者・地域及び関係機関との連携に努める。

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等①当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う②心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が③心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(H25.10.11 文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

第2章 いじめの未然防止等のための取組

1 いじめの未然防止に関すること

(1) 児童一人一人が大切にされる学級づくり

- ① 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できる学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ② 分かる・できる・楽しい授業を行い、児童の基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を育てる。
- ③ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、学校生活の様々な場面で適宜指導する。
- ④ 学年・学級担任は、機会あるごとに、「いじめ」行為を見たときはすぐに、先生に知らせるよう、呼びかける。担任は見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方、友達、保護者に知らせることは、勇気ある行動であり、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができる「いじめのない学校づくり」には大切なことを説明する。併せて、やめさせたりすることの大切さも指導する。

(2) 生命(いのち)の安全教育の推進

思いやりの心や児童一人一人がかかけがえのない存在であるといった生命(いのち)の安全教育にかかわる内容を特別の教科道徳や特別活動、保健体育などにおいて行う。

※文科省教材・情報モラル教材等を使い、性被害防止・SOSの出し方の指導も行う。

(3) 情報モラル教育の充実

- ① 情報モラルの基礎を1年生から学習し、個人情報作成や発信に関わる危険性等まで学ぶことで様々な状況に正しい判断をすることができるようにする。
- ② インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- ③ 情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達の段階に応じた系統的な指導を行う。

(4) ピアサポートによる豊かな心の育成

イチイ活動・クラブ活動等の中で、ピアサポートによる異学年交流をすることで、低学年へのいたわりの気持ちや高学年への尊敬の念を育てる。また、遊びの活動を通してどの子どもも仲良くすることの大切を実感し、グループで取り組む活動を通してどの子ども仲間であるとの思いを育てていく。

(5) 自治的な活動によるいじめ防止の取組

児童が自ら、いじめは良くないこと、いじめをしないことに関する活動を考える自治的活動を主とした取組を全学年で行う。児童会書記局・児童委員会・各学級で活動を進めていく。

(6) 自律力・共生力の育成～「みんなでつなぐあったか本郷」を目指して

協働的な学びのある学習を構成することで、自他の大切さを実感していく。自分の考えや思いを適切に伝えるとともに相手の考えを認め受け止める力を育成し、自分自身も他者も大切にし、一人一人の考えや思いが違うことを認め合えることの大切さを学ぶ。

(7) 保護者の責務

- ①本校の保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであることから、その保護する児童が規範意識等を養うための教育ならびにその他必要な教育を行うように努める。
- ②保護する児童がいじめを受けた場合は、適切にいじめから保護する。併せて学校に知らせる。
- ③学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するように努める。

(8) 児童及び保護者、地域等への説明

- ①入学時及び各年度の開始時に児童生徒の発達の段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- ②同様に保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制作りにつなげる。
- ③方針を学校ホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。
- ④東白石中学校区パートナー校コミュニティスクール（以下CS）における学校運営協議会や、「子ども未来応援団」でもいじめ防止基本方針を説明し、地域の理解と協力を得る。
- ⑤学校運営協議会の学校評価項目に、いじめに関する項目を入れる。

2 いじめの早期発見・早期対応に関すること

(1) いじめ対策委員会の開催

いじめ対策委員会を月1回定例会議として開催し、組織としていじめの認知判断や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。（臨時で招集・開催する場合もある）。また、重大事態ガイドラインのチェックリストを活用し、いじめ対策組織体制整備等を平時から備える。

(2) 児童アンケートの実施（SOSシート、札幌市教育委員会「悩みやいじめに関するアンケート調査」）

- ①アンケート調査や児童との対話の計画的な推進
ア) 5月・9月・2月にSOSシートを実施。（1年生は9月・2月）

※アンケート調査の結果を踏まえて、必要な児童と担任が対話する。

イ) アンケート結果および対話の内容を管理職に報告する。

※必要に応じ「いじめ対策委員会」において情報を共有し組織的に対応する。

ウ) 札幌市教育委員会「悩みやいじめに関するアンケート調査」実施後は、担任が全児童と対話し、その内容を管理職に報告するとともに、「いじめ対策委員会」において情報を共有し、組織的に対応する。

②心の健康観察アプリ・シャボテンログの実施

”相談ボタン”のある子どもへの担任や保健室の先生などによる対話を行う。心身の不調が3日続いた児童に対しては、状況に応じて教務主任・児童生徒担当教諭・養護教諭において個別に対話する。必要に応じて、保護者やSC等との連携を図る。

③情報の共有

いじめ対策委員会の会議録を作成し、都度校長の決裁を得る。(個別の対応状況については会議録とは別に記録する。)

教職員は、いじめを目撃した場合はその場で指導する。またいじめに関する情報を見聞きした場合は、速やかに管理職にいじめ対策委員会の招集を依頼し、組織的な対応を行う。

複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTを活用し一括管理していく。児童いじめ対策委員会において集約と共有を図る。過年度の情報も含め児童ごとに個別に情報をまとめるなどして経年的に把握できるようにする。

(3) 組織的な対応

いじめに関する情報が寄せられた場合、校長(不在の場合は教頭)は「いじめ対策委員会」を招集し速やかに組織的に対応する。

<いじめ対策委員会>

構成 管理職 主幹教諭 教務主任 保健主事 学年主任 特別支援学級リーダー
養護教諭 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

※必要に応じて、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザー等の外部の専門家が加わる。

※緊急性が高いなど臨時で行う場合は、メンバーが全員揃わなくても、管理職・主幹教諭または保健主事・養護教諭・該当学年担任主任で行い、後日定例委員会などで状況を共有する。

(4) 教育相談体制の整備

①スクールカウンセラー(SC)を活用した教育相談体制の構築

②スクールソーシャルワーカー(SSW)を活用した教育相談体制の構築

(5) 教職員がゲートキーパーとしての素養を身に付ける研修の充実

毎年行われる教育委員会主催の児童理解研修会へ学びの支援委員会構成員が参加する。参加後は講師となり、職員への研修を実施する。

(6) いじめの防止等の対処マニュアルの作成

- ①札幌市いじめの防止等のための基本的な方針(第4章)を参考としていじめの早期発見・対処のマニュアルを策定し、学校としての対処手順を明確にする。
- ②学校として、いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明確に定めておく必要がある。またいじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人懇談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく。
- ③いじめのサインチェックシートによって把握したいじめの疑いについては、いじめ対策委員会で事実関係の確実な把握といじめの認知を行う。
- ④教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。
- ⑤アセスメントシートについては、児童の進級・進学や転学に当たって次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- ⑥いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。

第3章 いじめ事案への対処

1 対処について

(1) 管理職による「いじめ対策委員会」の招集

- ①構成する全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。やむを得ず会議に参加できなかった構成員には、後日個別に意見を求める。校長が不在の時は、教頭がその責務を代行し、生徒指導担当が記録を作成。速やかに供覧し、校長の決裁を得る。寄せられた情報をもとに対処策を検討、決定する。
- ②役割分担を決定する。○は、主担当 ※

責任者	○校長
全体 掌握	○教頭
いじめを受けた子 担当	○主幹教諭・担任・養護教諭
いじめを行った子 担当	○教務主任・学年主任・担任
周囲の子からの情報収集 担当	○保健主事・主幹教諭・学年担任
保護者 担当	○教務主任・主幹教諭・学年担任

(2) 事実確認

- ①いじめを受けている子、いじめをしている子、周囲の子からの個別の聞き取りを行う。
 - ②情報の記録化および聞き取り内容の精査を行い、アセスメントシートに記録、引き継ぐ。
- ※性被害の疑い、または希死念慮等の自殺につながる疑いがある場合は、「本郷小性暴力対応マニュアル」「子どもの自殺が起こった時の緊急マニュアル」を参照し、関係機関と連携して速やかに対応にあたる。

(3) いじめを受けている子やいじめを知らせてきた子の安心・安全の確保

- ① 休み時間や給食準備、掃除時間などの見守り。
- ② 心のケアに努め、養護教諭や特別支援コーディネーター、SC等と面談を行う。

(4) 保護者との連携

- ① 当事者の保護者と面談し事実を伝える。
- ② 今後の対応について伝えたり協力を依頼したりする。

(5) 関係児童への指導及び学級学年指導

- ① いじめを行った子には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させるとともに、いじめに向かわない力を育む取組を行う。
- ② 当事者本人および保護者の了解のもと、関係する学級や学年に、改めていじめが人格を傷つける行為であることを指導する。
- ③ インターネット上の不適切な書き込み等については、瞬時に多数の者の情報が拡散するという被害の拡大を避けるため、事実関係を記録した上で、教育委員会に相談する。また、必要に応じて警察と連携を図りながら、削除の措置をとる。

(6) 関係機関への報告、対応

- ① いじめ対策委員会において対応する事態になった場合は速やかに教育委員会に報告する
- ② 教育委員会へは、対応の内容や結果等について遅滞なく報告連絡する。
(緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに報告する。)
- ③ いじめの内容、対応の結果によっては関係機関とも連携して対応する。
- ④ 児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。
※年度初めに、学校だよりを通じて、保護者に周知する。

(参考) いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(7) 再発防止に向けた取組

- ① いじめ事例について、全教職員による情報の共有と研修を行う。
- ② いじめ防止対策の見直しを行い、さらなる児童理解に努める。
- ③ いじめを受けた児童(状況に応じていじめを行った児童、関係していた児童も)にはSCを中心とした教育相談の機会を定期的に位置付け、心配や不安な点などをすぐに相談できる体制を継続する。

(8) いじめ解消の判断

- ・事案対処後、国の方針で定められている3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、いじめ対策委員会にて判断を行う。
- ・アセスメントシートに記載し、いじめ対策委員会が適切に管理し、転学先に確実に引き継ぐ。

(9) いじめへの対応組織

いじめの未然防止の方策、早期発見・早期対応、いじめ事案への対処にかかわって組織体制等の平時から備えを明確化することにより、確実な対応を行う。(資料1)

2 重大事態への対応

次のような事態が発生した場合、いじめによる重大事態と判断し、直ちに教育委員会に報告するとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改訂版 文部科学省)」及び「札幌市におけるいじめの重大事態の調査及び調査結果の公表に関するガイドライン」に基づいて、事実関係を明確にするための調査を行い、当該重大事態と同種の事態の発生防止に努める。

(1) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童が自殺を企図した場合→「子どもの自殺が起こったときの緊急対応マニュアル」参照
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

(3) いじめ対策委員会を中心とし、いじめられた児童からの聴き取りをはじめ、場合によっては質問紙調査などの適切な方法により、児童の心情に配慮しつつ事実関係を明確にする調査を行う。因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するようにする。

(4) いじめを受けた児童・保護者に対して、調査結果から事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

(5) 調査結果の公表については、「札幌市におけるいじめの重大事態の調査及び調査結果の公表に関するガイドライン」に基づき判断する。

第4章 学校の取組の評価について

(1) 学校評価の項目にいじめの防止等の取組に関する項目を位置付ける。

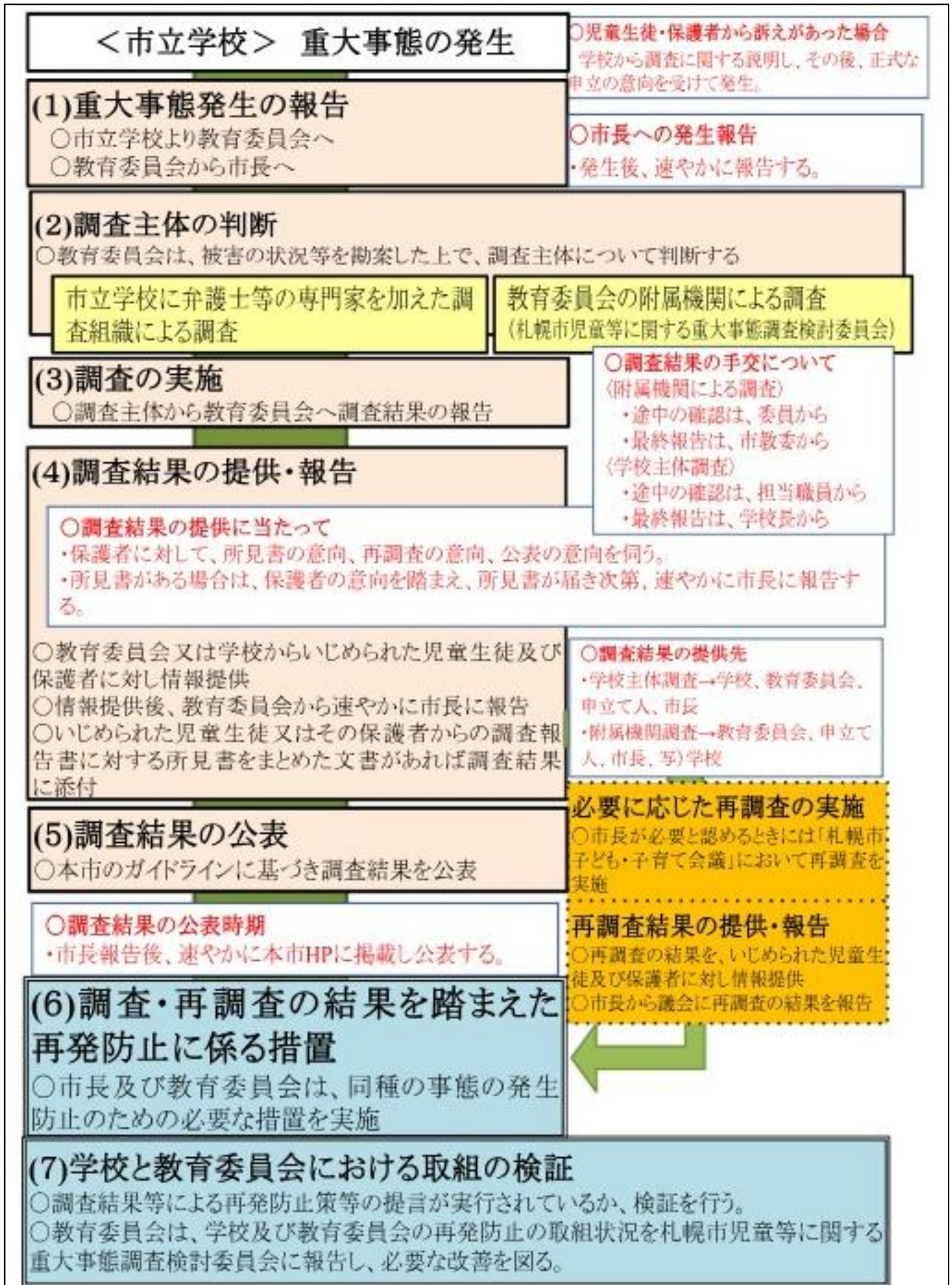
(2) 東白石中学校区CS学校運営協議会における学校評価において、目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげる。

第5章 資料

資料Ⅰ いじめへの対応組織表

	重点・具体的な取組	行動計画・行動目標	所管
未然防止	児童一人一人が大切にされる学級づくり	・学級経営への評価と実践の再構築に取り組む。	豊かな心育成部
	生命(いのち)の安全教育の推進	・生命(いのち)の安全教育にかかわる内容を特別の教科道徳や特別活動において行う。 ・文科省教材を使い、SOSの出し方や、性被害防止の指導を行う。	
	情報モラル教育の充実	・発達に応じた指導を行う。(警察署の協力による非行防止教室等)	
	自律力・共生力の育成	・協働的な学びのある学習を構成することで、自律力・共生力の育成とともに、自他の大切さを実感していく。	学ぶ力育成部
	自治的な活動によるいじめ防止の取組	・「いじめのない明るい学校」を目指して、児童の自治的活動を主とした取組を全学年で行う。	豊かな心育成部 特支コーディネーター
	ピアサポートによる異学年交流	・イチイ活動(異学年交流)、交流給食による異年齢の子ども同士の支え合い。	
早期発見	児童アンケート等	・SOSシート、悩みやいじめに関するアンケート調査、心の健康観察アプリ・シャボテンログの実施	豊かな心育成部
	教育相談の重視	・SC、SSWとの連携 ・個人懇談の充実	特支コーディネーター・ 加配担当
	学年研修	・日常の児童の様子との交流	学年
いじめ事案への対応	いじめ対策委員会招集	・管理職による「いじめ対策委員会」の招集	管理職
	被害児童・加害児童の対応	・いじめを受けている子、いじめをしている子、周囲の子からの個別の聞き取り	いじめ対策委員会 特支コーディネーター
	保護者との連携	・当事者の保護者と面談、今後の対応について伝え、協力を依頼	加配担当・養護教諭 教務主任・担任
	関係機関への報告、対応	教育委員会へ対応の内容や結果等について遅滞なく報告連絡	管理職
	いじめの重大化を防ぐ取組	文科省・こども家庭庁「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」を共有し、発達支持的生徒指導に取り組む	学級学年・豊かな心育成部・いじめ対策委員会 特支コーディネーター
	再発防止に向けた取組	・事例について、全教職員による情報の共有と研修	いじめ対策委員会

資料2 札幌市教育委員会で定めている重大事態対応・発生時の対応フロー図



重大事態発生の判断フロー

【いじめの認知】
・「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）
・当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われる（法第8条）
・いじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われる（法第23条第2項）

ある・又はと思われる

【児童生徒・保護者から、いじめにより重大な被害が生じたとの申立ての有無】

申立てはない

【重大事態の該当性の判断】（法第28条）

[1号]いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
[2号]いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

◎別添資料1に示す重大事態として扱われた事例を参考としつつ、総合的に判断。資料に無いものや下回る程度の被害であっても、疑いの段階で教育委員会と協議。
◎保護者が「大ごとにしたくない」「調査を望まない」と希望した場合でも、学校は、教育委員会に報告、相談するとともに、総合的に判断をして重大事態が発生したものとして調査に当たる。
◎触法事案や刑事事件など捜査機関が関わっている事案であっても、重大事態に該当する可能性がある

申立てがある

該当する

該当しない

【いじめとして対応】

・学校いじめ対策組織での組織的な対応
・情報収集と記録、共有
・支援策、指導の検討、実施
・ケース会議の開催

対応後、深刻化により該当する、又は申立てがあった

ない※いじめの事実が確認できず起こり得ない

重大事態の発生・調査の実施

・確認した事実を児童生徒・保護者に説明
・必要に応じて見守り、支援